資料 2-1

2019(令和元)年9月26日

## 今後の進め方(案)について

## 見直し規定

- 予防接種法の一部を改正する法律(平成25年法律第8号) 附則(抄) (検討)
- 第2条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法(以下この条から附則第七条までにおいて「新法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
  - ○審議スケジュール

まずは、第1ラウンドとして、

- ・ 予防接種に関する施策の現状についての意見交換
- ・学会、関係団体及び自治体等からのヒアリング

などを年内目途に行い、意見交換・ヒアリングで出た御意見等を踏まえ、見直しに係る論点整理を行う。年明け以降、第2ラウンドとして論点毎に更に詳細な検討を行い、提言をとりまとめることを目指す。

- ○今後御審議いただきたい事項について(案)
  - · 接種類型·定期接種化プロセス(第34回予防接種基本方針部会での議題)
  - ・ ワクチンの安定供給
  - ・ 予防接種にかかる費用の効率化
  - ・ 副反応の情報収集と評価
  - 研究開発
  - 健康被害救済
  - ・・その他(情報提供、接種記録等)・・等

